

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月17日

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

瀬戸市教育委員会規則第6号

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市立学校管理規則（昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県費負担事務職員)</p> <p>第17条の12 学校に県費負担事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する事務職員をいう。<u>以下「事務職員」という。</u>）を置く。</p> <p>2 <u>前項に規定する事務職員の職とその職務は、次の各号に掲げるとおりとし、その職の中から必要な職を学校に置く。ただし、特別支援学校には、総括事務長又は事務長を置くものとする。</u></p> <p>(1) <u>総括事務長は、上司の命を受け、事務を総括処理する。</u></p> <p>(2) <u>事務長は、上司の命を受け、事務を処理する。</u></p> <p>(3) <u>主査は、上司の命を受け、事務を整理する。</u></p> <p>(4) <u>主任は、上司の命を受け、事務をつかさど</u></p>	<p>(県費負担事務職員)</p> <p>第17条の12 学校に県費負担事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する事務職員をいう。）<u>である事務長、主査、主任及び主事を置くことができる。ただし、特別支援学校には、事務長を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>事務長は、上司の命を受け、事務を処理する。</u></p>

<p>る。</p>	
<p>(5) <u>主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</u></p>	
<p>3 <u>事務職員の標準的職務は、別に定める。</u></p>	<p>3 <u>主査は、上司の命を受け、事務を整理する。</u> 4 <u>主任は、上司の命を受け、事務をつかさどる。</u> 5 <u>主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</u></p>
<p>第17条の13 前条の規定にかかわらず、学校に<u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第46条（同規則第79条において準用する場合を含む。）に規定する事務長又は事務主任を置くことができる。ただし、特別支援学校には同規則第135条において準用する第82条に規定する事務長を置くものとする。</u></p>	<p>第17条の13 前条の規定にかかわらず、学校に<u>事務主任を置くことができる。</u></p>
<p>2 <u>前項に規定する事務長（以下「省令事務長」という。）及び事務主任は、当該学校の事務職員の中から教育委員会が命ずる。</u></p>	<p>2 <u>事務主任は、当該学校の主任又は主事の中から教育委員会が命ずる。</u></p>
<p>3 <u>省令事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。</u></p>	
<p>4 <省略> (<u>県費負担学校栄養職員</u>)</p>	<p>3 <省略> (<u>県費負担学校栄養職員</u>)</p>
<p>第17条の14 学校に<u>県費負担学校栄養職員（法第1条に規定する学校栄養職員をいう。以下「学校栄養職員」という。）を置くことができる。</u></p>	<p>第17条の14 学校に<u>県費負担学校栄養職員（法第1条に規定する学校栄養職員をいう。）を置くことができるものとし、その職を主任専門員、主査、主任及び技師とする。</u></p>
<p>2 <u>前項に規定する学校栄養職員の職とその職務は、次の各号に掲げるとおりとし、その職の中から必要な職を学校に置くことができる。</u></p>	<p>2 <u>主任専門員は、上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。</u></p>
<p>(1) <u>主任専門員は、上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。</u></p>	
<p>(2) <u>主査は、上司の命を受け、事務を整理する。</u></p>	

<p><u>(3) 主任は、上司の命を受け、事務をつかさどる。</u></p>	
<p><u>(4) 技師は、上司の命を受け、技術に従事する。</u></p>	
<p><u>(共同実施組織)</u></p>	<p><u>3 主査は、上司の命を受け、事務を整理する。</u></p> <p><u>4 主任は、上司の命を受け、事務をつかさどる。</u></p> <p><u>5 技師は、上司の命を受け、技術に従事する。</u></p>
<p><u>第17条の16 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、効率化及び学校経営に関する支援を行うため、共同実施組織を置くことができる。</u></p>	
<p><u>2 共同実施組織の組織、運営及び業務等に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。